

高圧一括受電サービス利用規約 変更箇所（概略）

条 項	改 定 前	改 定 後
15.電気料金改定時の取扱い（2）	当社は、次のいずれかに該当した場合、あらかじめ2ヶ月前までにお客さまに書面で通知のうえ、変更後のサービス利用料金がお客さまに適用される当該地域電力会社の電気料金メニュー相当額より安価となりかつ合理的な範囲で、サービス利用料金の計算方法、割引率を変更できるものいたします。	当社は、次のいずれかに該当した場合、あらかじめ2ヶ月前までにお客さまに書面または電磁的な方法で通知のうえ、合理的な範囲で、サービス利用料金の計算方法、割引率を変更できるものいたします。

下記の条項については、2024年10月1日から適用開始とし、その前の期間については改定前の規約(2024年3月1日改定)を適用いたします。

条 項	改 定 前	改 定 後
3. 定義（14）燃料費等調整額	燃料費調整制度のもとで、電気の使用量に応じて算定された金額をいいます。	当社のサービス提供区域を供給区域とする旧一般電気事業者(旧一般電気事業者から小売電気事業を承継した事業者を含み、以下「当該地域電力会社」といいます。)の定める燃料費等調整制度に基づき、使用電力量に応じてご負担いただくものです。ただし、上限の設定はありません。
14. 本サービスの利用料金	サービス利用料金は、当社が、他の算出方法に従って算出する必要があると判断した場合をのぞき、原則として、当該地域電力会社の算出方法に従って算出するものとし、お客さまの契約種別に基づき算出した料金(基本料金、電力量料金(当該地域電力会社が定める燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む)の合計)から、当該料金にサービス申込書に記載の割引率を乗じた金額を差し引いた金額といたします。	サービス利用料金は、基本料金と電力量料金(燃料費等調整額を含まず)の合計から、当該料金にサービス申込書に記載の割引率を乗じた金額を差し引き、燃料費等調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額といたします。 なお、燃料費等調整額は別紙「高圧一括受電サービス料金メニュー」に定める算定方法によるものいたします。
別紙(中部, 関東, 北海道地区) 4, 5. 燃料費等調整 別紙(関西地区) 6, 7. 燃料費等調整	—	燃料費等調整額の上限を定めない内容(計算式等)を記載いたします。